

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、採用日から6ヶ月の間に退職した場合、次の基準で本件報酬を返還するものとします。但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と異なることに起因する退職の場合または、本人の責に帰さない事由等による場合はこの限りではありません。

- | | | |
|----------------------|--------|------|
| ・ 採用日から1ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の | 100% |
| ・ 1ヶ月を過ぎ2ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の | 50% |
| ・ 2ヶ月を過ぎ3ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の | 25% |
| ・ 3ヶ月を過ぎ6ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の | 10% |

以上